

通番	質問/意見	ドキュメント名	項目名	意見内容	意見・質問等	理由（意見の場合のみ記述）	回答
1	意見	調達仕様書	5.3.作業要員に求める資格等の要件(1)プロジェクト全体管理者	項番1、オについて、本プロジェクトに必要な知見・資格はありますが、全てを1人に求めるのは困難であると想定されるため、それぞれの知見・資格を有している要員を作業員に一人ずつ配置することにより要件に変更可能でしょうか。	項番1、オについて、本プロジェクトに必要な知見・資格はありますが、全てを1人に求めるのは困難であると想定されるため、それぞれの知見・資格を有している要員を作業員に一人ずつ配置することにより要件に変更可能でしょうか。	本業務遂行に際しては、必要な知見・資格であると考えるため。	プロジェクト全体管理者については、プロジェクトの全体管理及び意思決定、関連組織との窓口等の実施を担っており、これらを実施できる人材として、ア、イ、ウ、カを必須の要件としております。（詳細は、向付の「表11」をご確認ください。） ご質問にある点、オについては、公共サービスメッシュ機能情報連携サービス及び関連システム事業に関する経験・知見とガバメントクラウド（AWS）の技術面に関する理解を有することは、デジタル庁ならびに関係機関、関連システム及び事業者とのコミュニケーションや業務への理解をより円滑にするものであり、プロジェクト全体管理を実施する上で有効と考えることから、必須の要件としては求めずに加点要素として、有することが「望ましい」としてあります。 また、本システムが社会的影響度の高い重要なシステムであることから、プロジェクト全体管理者に求める要件としては妥当であると見做します。 以上から、本要件は現状の記載のままとします。
2	意見	調達仕様書	5.3.作業要員に求める資格等の要件(2)各作業グループの責任者	各グループ責任者について下記の記載がありますが、責任者全員にITIL資格を有することを求めるのは困難であると想定されるため、有資格者一人を配置することにより要件に変更可能でしょうか。	各グループ責任者について下記の記載がありますが、責任者全員にITIL資格を有することを求めるのは困難であると想定されるため、有資格者一人を配置することにより要件に変更可能でしょうか。	責任者すべてに有資格者を配置することが難しいと考えるため。	本要件はITILまたはISO/IEC20000に関する「資格」を求めているのではなく、これらに関する「知見・経験」を求めていると見ています。ITIL関連資格を有することは「知見・経験」の証の一つと考えております。他、例えば過去にITIL相当の知識を有する業務や役割に従事した経験や、ITIL準拠の貴社内認定資格があれば、これらの証と合わせてご提案いただくことを想定しています。以上から、本要件は現状の記載のままとします。
3	意見	調達仕様書	4.11.会議開催	「報告に当たっては、ガバメントクラウド上に構築される運用監視ツールのダッシュボードの内容（公共サービスメッシュ機能情報連携サービス稼働開始前においては、移行準備支援の実施作業の予実等）を「運用・保守報告書」として取りまとめを提示した上で、毎月末に当該報告書を報告すること。」と記載がありますが、報告の取りまとめ都合上月末までとさせていただきますでしょうか。	「報告に当たっては、ガバメントクラウド上に構築される運用監視ツールのダッシュボードの内容（公共サービスメッシュ機能情報連携サービス稼働開始前においては、移行準備支援の実施作業の予実等）を「運用・保守報告書」として取りまとめを提示した上で、毎月末に当該報告書を報告すること。」と記載がありますが、報告の取りまとめ都合上月末までとさせていただきますでしょうか。	月末最終日までの報告の取りまとめを当月内に完了することが望ましいため。	「運用・保守報告書」を含む成果物の納品期限は、「4.14.成果物の作成」に示すとおり想定であり、詳細は契約後協議の上、運用・保守計画に定めることとしています。したがって、ご意見をいただいた「運用・保守報告書」の納品期限につきまして、後協議後となります。以上から、本要件は現状の記載のままとします。
4	質問	調達仕様書	移行支援、移行準備支援	1月のサービス開始時から利用開始する機関に対する移行支援は、設計開発事業者の役割の想定ですが、認識に相違ないでしょうか。	1月のサービス開始時から利用開始する機関に対する移行支援は、設計開発事業者の役割の想定ですが、認識に相違ないでしょうか。	設計開発事業者も初回の接続試験等で利用開始との密な連携が行われる想定です。稼働開始後からは、本業務でそれぞれ対応窓口が分かれるのではなく、一括で移行支援できると見做します。	ご認識のとおりです。いつから利用開始するかに関わらず、2025年12月末までの移行支援は設計開発事業者。2026年1月以降は運用保守事業者の役割となります。
5	質問	要件定義書	3.2(2) 情報システムの全体構成	公共サービスメッシュコアシステムや機能情報連携サービスOR間にはインターネット経由と記載されていますが、個人情報保護委員会からの許諾済みでしょうか。また、PIA側のスケジュールをご教示ください。	公共サービスメッシュコアシステムや機能情報連携サービスOR間にはインターネット経由と記載されていますが、個人情報保護委員会からの許諾済みでしょうか。また、PIA側のスケジュールをご教示ください。	公共サービスメッシュコアシステムや機能情報連携サービスとOR間にはガバメントクラウドのガード下にあり、インターネット経由で接続せずセキュリティ対策を実施することとしています。個人情報保護委員会とは協議済みです。なお、公共サービスメッシュコアシステムはカットオーバー時期未確定のため、本調達公告は対象外となります。	公共サービスメッシュ機能情報連携サービスとOR間にはガバメントクラウドのガード下にあり、インターネット経由で接続せずセキュリティ対策を実施することとしています。個人情報保護委員会とは協議済みです。なお、公共サービスメッシュコアシステムはカットオーバー時期未確定のため、本調達公告は対象外となります。
6	質問	運用・保守計画書（案）	4.1.体制と連携イメージ	インタフェースシステムのアプリケーションに関する分掌定義について、現時点で情報提供ネットワークシステム担当と調整済みでしょうか。未合意の場合、調達公示までに確定する見込みでしょうか。	インタフェースシステムのアプリケーションに関する分掌定義について、現時点で情報提供ネットワークシステム担当と調整済みでしょうか。未合意の場合、調達公示までに確定する見込みでしょうか。	本調達の保守範囲により体制・見識等に影響があるため。	調達公示までに確定見込みです。
7	質問	運用・保守計画書（案）	4.1.体制と連携イメージ	第3期情報提供ネットワークシステムは、2027.12までの運用計画と理解しておりますが、本調達のインターネットの情報提供ネットワークシステム（組）の保守の期間はいつまでを想定されておりますでしょうか。	第3期情報提供ネットワークシステムは、2027.12までの運用計画と理解しておりますが、本調達のインターネットの情報提供ネットワークシステム（組）の保守の期間はいつまでを想定されておりますでしょうか。	本調達の保守範囲により体制・見識等に影響があるため。	当該は、本業務期間中の分担を示したものであり、本業務以降は未定です。
8	質問	要件定義書	3.14 引継ぎに関する事項	主な引継ぎ内容に「試験関連支援ツールの取扱い方法に関する事項」との記載がありますが、試験関連支援ツールのリフレッシュをご教示ください。	主な引継ぎ内容に「試験関連支援ツールの取扱い方法に関する事項」との記載がありますが、試験関連支援ツールのリフレッシュをご教示ください。	運用保守作業の見識に影響があるため。	ASTA及び今後作成することがある場合はテストで利用するスクリプト（接続情報（中間サーバ）移行）スタブ、マイボタルスタブ、疑難（NWS/フォームスタブ/スタブ等）が該当します。
9	質問	運用・保守計画書（案）	表2.5.1.1 デジタル庁にて用意する運用・保守関連ツール	記載のあるACTSおよびASTA以外に個別調達しているミドルウェア等はありませんでしょうか。	記載のあるACTSおよびASTA以外に個別調達しているミドルウェア等はありませんでしょうか。	保守対象を明確にするため。	他のミドルウェアはございません。
10	質問	運用・保守計画書（案）	表2.5.1.1 デジタル庁にて用意する運用・保守関連ツール	アクセントゥア社以外が本事業を受託した場合、システムライフサイクルと同様に、ACTS、ASTAに関して問い合わせ等のサポート等受けられると理解してよろしいでしょうか。その際のサポート費用はどのような扱いでしょうか。	アクセントゥア社以外が本事業を受託した場合、システムライフサイクルと同様に、ACTS、ASTAに関して問い合わせ等のサポート等受けられると理解してよろしいでしょうか。その際のサポート費用はどのような扱いでしょうか。	ACTS、ASTAの利用を前提とした際の保守作業を別途イメージした際に、問い合わせ等のサポートが必要だと考えているが、記載が見つからなかったため。	有償サポートとなりますが、問い合わせ可能です。サポート要否をご検討いただき、必要な場合は個別にアクセントゥア社とサポート内容についてご確認ください。
11	意見	ソフトウェアライセンス契約書	第5条（保証）	ソフトウェアは現状有姿での提供とされており、アクセントゥア社は契約不適合責任や担保責任を負わない旨規定している点に注意が必要だと考えます。	ソフトウェアは現状有姿での提供とされており、アクセントゥア社は契約不適合責任や担保責任を負わない旨規定している点に注意が必要だと考えます。	各社の責任を明確化するため。	ご意見踏まえ、検討致します。
12	質問	運用・保守計画書（案）別紙	全般	運用・保守計画書（案）別紙に示されたSLAを見る限り、障害対応は24時間365日であり、また障害対応時間や一回回答時間、障害発生後時間といった障害発生時の対応については、ある必要とされる運用項目については、既存システムの運用要件とは異なる内容に見えます。	運用・保守計画書（案）別紙に示されたSLAを見る限り、障害対応は24時間365日であり、また障害対応時間や一回回答時間、障害発生後時間といった障害発生時の対応については、ある必要とされる運用項目については、既存システムの運用要件とは異なる内容に見えます。	運用保守作業の見識に影響があるため。	公共サービスメッシュ機能情報連携サービスにおける運用保守方針に基づき、システムに求める要件を適切に規定していると考えています。前述ご指摘の公共資料や御質問資料をいただいた上、設計開発事業者で設計・実装した内容を踏まえ、最適な運用保守のご提案をお願いいたします。
13	質問	P-02-BD-NP-0234_運用・保守計画書（案）_00.80	2.5.運用・保守準備物 1.各種ツール	ASTAは、テスト自動化フレームワークと認識しておりますが、より詳細な情報について開示いただくことは可能でしょうか。	ASTAは、テスト自動化フレームワークと認識しておりますが、より詳細な情報について開示いただくことは可能でしょうか。	開示可能な資料を調達公告時に開示資料として準備する予定です。	
14	質問	P-02-BD-NP-0234_運用・保守計画書（案）_00.80	2.5.運用・保守準備物 1.各種ツール	ACTSおよびASTAの利用にあたり、「設計・開発事業者以外の企業が運用・保守業務を行う場合も、基本的にはライセンス費・保守費は発生しない」とありますが、保守について、どのようなサポートを運用保守の委託者は受けられますでしょうか。	ACTSおよびASTAの利用にあたり、「設計・開発事業者以外の企業が運用・保守業務を行う場合も、基本的にはライセンス費・保守費は発生しない」とありますが、保守について、どのようなサポートを運用保守の委託者は受けられますでしょうか。	現時点では、ライセンス費・保守費は発生しない想定です。想定外が発生した場合を考慮した記載としております。	
15	質問	P-02-BD-NP-0234_運用・保守計画書（案）_00.80	2.5.運用・保守準備物 1.各種ツール	ACTSおよびASTAの利用にあたり、「設計・開発事業者以外の企業が運用・保守業務を行う場合も、基本的にはライセンス費・保守費は発生しない」とありますが、保守について、どのようなサポートを運用保守の委託者は受けられますでしょうか。	ACTSおよびASTAの利用にあたり、「設計・開発事業者以外の企業が運用・保守業務を行う場合も、基本的にはライセンス費・保守費は発生しない」とありますが、保守について、どのようなサポートを運用保守の委託者は受けられますでしょうか。	#10と同様	
16	質問	P-02-BD-NP-0234_運用・保守計画書（案）_00.80	2.5.運用・保守準備物 1.各種ツール	「機能情報連携サービスへの利用を目的とし、運用・保守事業者へのソースコードの開示や変更も可能」とありますが、ツール・ライブラリを改造して利用するケースは、一般的に多くないと認識しております。その上で、どのような改造が行われていることを想定していらっしゃいますでしょうか。	「機能情報連携サービスへの利用を目的とし、運用・保守事業者へのソースコードの開示や変更も可能」とありますが、ツール・ライブラリを改造して利用するケースは、一般的に多くないと認識しております。その上で、どのような改造が行われていることを想定していらっしゃいますでしょうか。	あくまでも運用保守工程での改修において運用・保守事業者による変更の可能性を言及したのみとなります。	
17	質問	P-02-BD-NP-0234_運用・保守計画書（案）_00.80	2.5.運用・保守準備物 1.各種ツール	質問16に関連し、現状、設計・開発事業者においては、ツールを改造して利用していらっしゃいますでしょうか。方が改造されている場合は、改造された部分は「設計・開発事業者以外の企業が運用・保守業務を行う場合も、基本的にはライセンス費・保守費は発生しない」とされている保守の範囲に含まれるでしょうか。	質問16に関連し、現状、設計・開発事業者においては、ツールを改造して利用していらっしゃいますでしょうか。方が改造されている場合は、改造された部分は「設計・開発事業者以外の企業が運用・保守業務を行う場合も、基本的にはライセンス費・保守費は発生しない」とされている保守の範囲に含まれるでしょうか。	現在開発中であり、変更有無は確定しておりません。	
18	質問	調達仕様書	P6 表2 公共サービスメッシュの業務一覧	マルチテナントの方式において、新規テナントの参加に際してどのような運用作業が発生する想定か。	マルチテナントの方式において、新規テナントの参加に際してどのような運用作業が発生する想定か。	運用・保守事業者にてテナント追加等の作業が発生する見込みです。ご認識の通り、設計・開発事業者において手順を整備中となります。	
19	質問	調達仕様書	P8 1.6.作業スケジュール	「設計・開発事業者の要請に応じて、移行や移行リハーサル計画策定～」とあるが、計画策定については、策定作業の補助として意見・提案を行う認識でよいのか。	「設計・開発事業者の要請に応じて、移行や移行リハーサル計画策定～」とあるが、計画策定については、策定作業の補助として意見・提案を行う認識でよいのか。	ご認識のとおり、移行や移行リハーサル計画策定の主体は設計・開発事業者です。運用・保守事業者は稼働開始以降の運用・保守の主体であることから、稼働開始後の移行支援を実施する事業者としての観点からの意見・助言や作業の補助が必要となる認識かを伺いたい。	

20	質問	調達仕様書	P8 1.6.作業スケジュール 表3 矢羽根（タスク）の説明項目4	「受入テスト計画書とは別に、完成した運用・保守実施手順書等を基にテスト項目を作成し、運用・保守事業者の観点から運用テストや障害テストを実施」とあるが、作業スコープ、および設計・開発事業者とのすみ分けはどのように捉えられようか伺いたい。 ・テスト環境の調整 ・対向システムとの試験有無、試験調整 ・不具合発見時の対応	次の三点についてのご質問と理解し、回答します。 ・テスト環境の調整 設計・開発事業者にてガバナメントクラウド上の環境を使用しているため、運用・保守事業者のテストのための利用環境及び利用期間等は、運用・保守事業者と設計・開発事業者との間で調整をしていただく想定です。なお、設計・開発事業者にて総合システム工場の間に運用テスト（※障害テストを含む）を計画しており、同テスト期間中に具体的な手順等の引継ぎを設計・開発事業者から運用・保守事業者へ実施する予定です。また、設計・開発事業者の受入テスト工程にて運用・保守事業者のステージング環境が利用可能となる想定です。 ・対向システムとの試験有無、試験調整 運用・保守観点での確認テストは、調達仕様書に記載のとおり「運用・保守事業者の観点から運用テストや障害テストを実施する」ことを踏まえ、対向システムとのテスト要否、想定する実施方法や調整方法等については、ご提案をお願いします。 ・不具合発見時の対応 運用・保守観点での確認テストにおいて発見された不具合については、原因等を踏まえて主管課と協議を行い、対応を決定します。なお、設計・開発工程に起因することが明らかであれば、原則として設計・開発事業者の対応を想定しています。
21	質問	調達仕様書	P9 2.1. 調達範囲	「付帯する業務」とあるが、保守開発は付帯作業に含まれるか、もしくは別途調達になるのか、法令変更などで発生しうる認識が、含まれる場合はどのくらいの規模を想定しているか。	発生する要件・業務内容に基づき、別途調達とするか運用保守工程内で対応いただくかは、都度判断・都度相談と考えています。軽微な改修であれば、運用保守工程で対応いただく可能性はあります。
22	意見	調達仕様書	P10 2.2.調達案件の一覧 表4 調達案件及びこれに関連する調達案件の一覧	項5「公共サービスメッシュ機能情報連携サービスの運用・保守業務」について、契約（予定）期間は「2025年6月から2027年12月まで」ではないか。	契約（予定）期間について、「2024年6月から～」と記載されているが正しくは「2025年6月から～」だと認識しております。誤謬かと思っております。 修正前：2024年6月から2027年12月まで 修正後：2025年6月から2027年12月まで
23	質問	調達仕様書	P13 4.2.外部システム等との調整	設計・開発事業者との引継ぎ期間において、現行の情報提供ネットワークシステム運用・保守事業者をはじめとした関連する接続先との調整事項が発生する場合、どこが主担となり調整を進めていくのか。	必要に応じて弊庁職員が先への抽出し等は実施しますが、その後の調整におけるやりとりは運用・保守事業者にて実施いただく想定となります。
24	意見	調達仕様書	P15 4.6.引継ぎ (1)設計・開発事業者からの引継	引継ぎ期間がP15 (1)に記載されている「役務開始の1か月以内」に引継ぎ事項の説明を受けるための会議を開催し、引継ぎを受けること、「引継ぎは役務開始の2か月以内に完了」について、P8の1.6作業スケジュール上との期間に該当するの記載いただくことは可能か。	1.6作業スケジュールとP15 (1)の記載から、引継ぎの時期が不明確なため、引継ぎについては、「1.6作業スケジュール」の「表3 項1 会議参加を通じた知見継承」にて「設計・開発事業者（図 SIにおける「機能情報連携サービス（設計・開発）の事業者）」との引継ぎ会議を設け、明示的な引継ぎを受ける。」と記載していること、「図4 作業スケジュール」の「会議参加を通じた知見継承」に示す期間内に実施します。なお、ご認識の通り、設計・開発事業者からの引継ぎは「役務開始の1か月以内」に引継ぎ事項の説明を受けるための会議を開催し、引継ぎを受けること、「引継ぎは役務開始の2か月以内に完了」としてありますので、ご留意ください。以上から、本要件は現状の記載のままとしします。
25	質問	調達仕様書	P17 4.8.運用 (1)運用作業環境の準備	運用施設（OR）について、OR自体の被災等OR外での運用作業を確保できない場合に備えて、予備の運用施設を設ける必要がある認識です。OR以外から運用環境へ接続できること他、物理的に離れた拠点である等、予備の運用施設に関する要件はあるか。	予備の運用施設に関する要件は規定しておりません。適切と思われる内容にご提案をお願いします。
26	意見	調達仕様書	P21 4.14.成果物の作成 表9 成果物一覧	納品期間の記載について「役務開始の2週間後まで」のような記載となっております。「役務開始後の2週間以内」と同様という理解です。他の本文中には「○以内」との記載もあり、お手数ですが記載を統一いただくことは可能でしょうか。	「役務開始の2週間後まで」の記載について不明確なため、ご指摘の内容を踏まえ、「まで」にて記載を統一します。
27	質問	要件定義書および調達仕様書	サービスデスクの準備	問い合わせの受付窓口である、デジタルPMOのネットワーク接続要件についてご確認させていただき、領域のみの接続となる場合、サービスデスクやPULMにて準備するネットワーク機器が変更になる可能性もあるためご確認させていただきたいです。	デジタルPMOはインターネット経由で接続可能です。
28	意見	別紙4_開発実施要領	1.1.公共サービスメッシュ（機能情報連携サービス）に関する資料	資料「公共サービスメッシュ（機能情報連携サービス）基本設計書」にはアプリケーション、基盤、運用等の領域までを含めた設計書となっているかどうかを明記いただきたい。また、提案においては、これらの内容が事前確認できる資料をご提供いただきたい。（付随文書もしくは開発資料による連携をお願いしたい）	提案、見積精度を担保するため（該当資料が存在しない場合、その部分の提案/見積は、弊社の想定を基に前提をおいて実施いたします） 基本設計書にはアプリケーション、基盤、運用等の領域までを含めた設計書となっています。また、調達仕様書には開発資料として準備する予定です。なお、運用設計の要件は設計書のあならず、運用保守計画書（案）にも含まれております。
29	意見	別紙4_開発実施要領	1.1.公共サービスメッシュ（機能情報連携サービス）に関する資料	先行の調達「公共サービスメッシュ運用・保守に係る調達仕様書等作成支援及び運用・保守分析業務」において作成した、機能情報連携サービスの運用保守向けの分析レポートを連携いただきたい。（付随文書もしくは開発資料による連携をお願いしたい）	提案、見積精度を担保するため（該当資料が存在しない場合、その部分の提案/見積は、弊社の想定を基に前提をおいて実施いたします） 「公共サービスメッシュ運用・保守に係る調達仕様書等作成支援及び運用・保守分析業務」の分析レポートは運用・保守事業者の見積りへの分析も含まれるため、開発資料の対象とは考えておりません。
30	意見	別紙4_開発実施要領	1.1.公共サービスメッシュ（機能情報連携サービス）に関する資料	見積見直し時に連携いただいた運用項目一覧に紐づく運用設計書をご連携いただきたい。（付随文書もしくは開発資料による連携をお願いしたい）	提案、見積精度を担保するため（該当資料が存在しない場合、その部分の提案/見積は、弊社の想定を基に前提をおいて実施いたします） 設計開発業務はデジタル・ガバナメント推進標準ガイドラインに基づき推進しており、運用設計の成果物は「運用・保守計画書（案）」と「運用・保守実施手順書（案）」となります。運用作業で使用するツールの実装内容等は基本設計書等に記載予定です。「運用・保守計画書（案）」と基本設計書は開発資料として準備する予定です。
31	意見	別紙4_開発実施要領	1.1.公共サービスメッシュ（機能情報連携サービス）に関する資料	ACTSに係る設計書、各種手順書をご連携いただきたい。（付随文書もしくは開発資料による連携をお願いしたい）	提案、見積精度を担保するため（該当資料が存在しない場合、その部分の提案/見積は、弊社の想定を基に前提をおいて実施いたします） ACTS自体の設計書・手順書の作成予定はありません。ACTSを組み込んだシステムに関する設計は基本設計書に記載予定で、基本設計書は開発資料として準備する予定です。
32	意見	調達仕様書	7.成果物に関する事項 7.1.知的財産権の帰属 7.2.契約不適合責任	契約書案をいただきたい。（付随文書もしくは開発資料による連携をお願いしたい）	知的財産権の帰属/契約不適合責任については契約書に記載の通りとするところがあるが、事前に具体的な内容を確認させていただきたい。
33	質問	調達仕様書	1.4.業務・情報システムの概要 (3) 公共サービスメッシュに係る整備スケジュール	本案件は「公共サービスメッシュ（機能情報連携サービス）の設計・開発業務」で2026年1月稼働を前提としておりますが、方が一稼働が遅れた場合、箇所・引継ぎ期間が延長され、その分運用・保守作業期間が短縮される想定で相違ないでしょうか	その想定となりますが、遅延状況等を踏まえて適宜検討・調整いたします。
34	質問	調達仕様書	4.1.運用・保守計画書の作成 (1) 運用・保守計画書、運用・保守実施要領、及び運用・保守実施手順書の作成	設計・開発事業者が作成した運用・保守計画書（案）、運用・保守実施手順書（案）等、「(案)」と記載されたドキュメントについては「運用保守の実施する上で必要な事項が網羅的に記載され、かつ責任のレビューが完了している（運用保守事業者にて、提案した内容や見直し、助言を踏まえて更新する場合は運用保守事業者にて更新するが、特に問題ないと判断した場合はそのまま利用可能な状態になっている）という理解で相違ないでしょうか	ご認識の通りです。